

平成24年度 第2回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成24年5月24日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成24年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年5月24日（木）
- 開会時刻 午前10時05分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 4番 柳葵 5番 井阪晴美
6番 中林 敬 7番 梶谷廣美 9番 井手上治己
10番 尾家富千代 11番 井阪征郎 12番 新谷敏捷

以上10名出席

- 欠席委員 3番 下名迫勝實 8番 西山一高

以上2名欠席

- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦 岡本哲明

- 関係者 まち未来課主査 下洋一

- 議事事項 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
議案第3号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
報告第2号 専決処分について

- 議事内容 次のとおり

*****午前10時05分 開会*****

事務局

おはようございます。それでは平成24年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本委員会ですが、本日の出席委員が10名、欠席委員2名、欠席委員は3番下名迫委員、8番西山委員でございます。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定数を超えておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは開催に当たりまして、事務局長よりごあいさつを申し上げます。

事務局長

おはようございます。本日定例会開催にいたしましたところ、皆さんお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

天候のほうも定まってまいりまして、ようやく春らしいというんですか、出荷に向かっての気候になってまいりました。農家の皆さんにつきましては、いろいろとお忙しい時期を迎えるんじゃないかと思っておりますけども、当課のほうでの業務につきましても今電気柵、囲い等で補助金申請も何軒かいただいておりますので、その作業に取りかかっておりますので、もし農業委員会の皆さんの中で田畑等の囲い等について御相談がありましたら、また御指導いただくなり、うちの課また富貴支所のほうで御連絡いただいて、今年は早く工事にかかっていただけのように、申請と同時に設置していただいてもいいんじゃないかということで配慮させていただいておりますので、またいろいろありましたら自主防衛という形で進めていただいたらいいんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日議案としまして3件提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、それと農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価、また平成24年に向けた目標と達成に向けての活動計画についてということで議案のほうを2点と、報告としまして先日耕作証明を発行しておりますので専決処分についての説明。それとその他としまして、事務局から1件皆さんに御連絡というんですか、訂正事項の御説明をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。約1時間ぐらいこの会議を予定しておりますので、また皆さん忌憚のない御意見を出していただきまして、その他の議案で普段農業委員として活動していただいております中で問題点等がございましたら、御発言いただいたらいかと思います。それでは本日、よろしく願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

それでは審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員について、議長より事前に御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、1番久保委員と4番柳委員にお願いをいたします。

続きまして議長につきましては高野町農業委員会会議規則第8条による当会の会長となりますので、会長よろしくお願いたします。

井阪（征）議長

では、定例の農業委員会を開催いたします。

農業委員の皆さん、忙しい中、農繁期で忙しい中御出席いただきありがとうございます。

では、会議に入らせていただきます。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

はい、議案書の2ページをごらんください。

議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、高野町長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。平成24年5月24日提出。高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんください。今回の申請は合計3件でございます。最初に番号24—7、農地の所在、東富貴字〇〇〇〇〇〇番地ほか3筆で、場所につきましては議案書の5ページの図面の場所でございます。登記簿及び現況地目についてはそれぞれ田、農振区分については農用地内。面積は合計で〇〇〇〇〇平方メートル。権利設定は使用貸借権。権利の設定を受ける者の住所、氏名は高野町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇氏。権利の設定をする者の住所、氏名は高野町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用目的はたばこの栽培となっております。期間につきましては、3カ年でございます。

続きまして、番号24—8、農地の所在、上筒香字〇〇〇〇〇〇番地ほか1筆で、場所につきましては議案書6ページの場所でございます。登記簿及び現況地目はそれぞれ田、農振区分につきましては農用地内、面積は合計〇〇〇平方メートル。権利設定につきましては利用貸借権、権利を受ける者の住所、氏名は高野町上筒香〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、利用権の設定をする者の住所、氏名は大阪府〇〇〇市〇〇〇—〇—〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的としましては水稻の作付。期間は3カ年となっております。

次、議案書の3ページでございますが、番号24—9、農地の所在、上筒香字〇〇〇〇—〇ほか2筆で、場所につきましては7ページをごらんください。登記簿及び現況地目はそれぞれ田、農振区分については農用地内、面積については合計で〇〇〇〇〇平方メートル。権利の設定は利用貸借権。利用権の設定を受ける者の住所、氏名は高野町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。

利用権の設定をする者の住所、氏名は大阪府〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇―〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は水稲、期間は3カ年となっております。議案書の修正をお願いします、〇〇〇〇氏は〇〇〇〇氏です。間違っています。訂正をお願いします。

今回3件とも農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件をすべて満たす必要があり、今回3件の申請者はすべての農地について効率的に耕作し、農業の作業に従事するなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。御審議願います。以上です。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質疑がありましたら御意見をお願いいたします。

御意見ございませんか。

ご意見等が無いようですので、議案第2号は可決とします。

続きまして、議案第3号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

8ページをごらんください。

議案第3号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について平成21年1月23日付20経営第5791号経営局長通知に基づき、平成23年度の点検・評価結果及び平成24年の目標とその達成に向けた活動計画を作成したいので、審議願いたい。平成24年5月24日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画については別紙のとおりとなっております。別紙につきまして、平成23年度の目標及びその達成状況に向けた活動点検・評価の案としまして、9ページから13ページの構成となっております内容について御説明させていただきますのでごらんください。

農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部、外部を問わず求められており、点検・評価と計画の案を作成し、地域からの意見徴収を得て決定することとなっております。今回は地域の皆様からの意見徴収は行いましたが募集期間終了までに御意見はございませんでしたので、事務局原案として提示させていただいてございます。今回審議をしていただいたのちに結果をホームページに公表し、6月末までに県を通じて近畿農政局に報告するようになってございます。

内容につきまして、最初の9ページの1番の欄でございます。最初の項目につきましては法令に関する点検項目でございます。主に農業委員会の総会等に関する事、議事録に関する事、議事録の内容に関する事でございます。

次のページの10ページでございますが、2、事務に関する点検でございます。この項目につきましては、主に農地法に関する事務処理の件数でございます。ごらんになっていただきますように中のほうが、3条、4条、5条というような感じになっておりますので、1番のところにつきましては3条の権利の移転の部分、2番につきましては4条、5条の転用に関する部分の許可案件の分でございます。本年度につきましては3条については3件ありまして、3件とも許可を行っております。

転用に関する項目につきましては、平成23年度は5条1件でございます。1件ともそれぞれ許可案件となっております。

3番につきましては遊休農地に関する指導等に関する事でございます。4番につきましては農業生産法人からの報告についてで、ございますが当町については農業生産法人がございませんので特にありません。5番につきましては先ほど冒頭に申し上げましたとおり、地域の皆様からの御意見については特に御意見がございませんでしたので、すべて御意見がございませんでした。

次の項目につきましては担い手に関する事でございます。この項目については過疎高齢化により担い手の不足が深刻な状態になっており、町においても新規就農者の確保やU、I、Jターン等による新規就農の誘致に取り組んでおりますが現状は非常に厳しい状況となっております。本年度の実績についても、認定農業者の認定についても実績がなく、担い手の利用集積については一定の評価があったという評価になってございます。この次に説明いたしますこの認定農業者については目標としては1経営体を目標としておりましたが、残念ながらございませんでしたのでゼロとなっております。

次のページについてはその担い手のことに関する地域の皆様からの御意見でございますが、特にございませんでした。

次の担い手への農地利用集積の計画についてで、ございますが本年度農地利用集積計画について、皆様の御活躍があったかと思っておりますので目標の1ヘクタールがございましたが、23年度は0.9ヘクタールとして、達成としては90%の達成をしたということとなっております。活動実績については利用権設定を進めるなど、今後も耕作放棄地の防止に努めていきたいと思っております。

次の17ページをごらんください。この項目につきましては耕作放棄地の対象に関する項目となっております。管内の面積は175ヘクタールのうち23年度までの耕作放棄地の面積は30ヘクタールとなっております。耕作放棄地が全体の17.1%でございます。課題としましては、当町は中山間地域で平野部が少なく、傾斜地の農地等作業効率の悪い農地は高齢化、農産物価格の低迷等により遊休化する傾向があります。また、近年鳥獣害の被害等が増加して耕作困難農地が増加しているが、担い手はなく、高齢者ゆえ除草等の指導は難しく耕作放棄地に苦慮しているというのが課題です。引き続き今年度も農

地パトロール等を行い、耕作放棄地の発生の防止並びに解消に向けた取り組みをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次の18ページにつきましては、違反転用の適正な対応となっております。本年度違反転用として把握した件数につきましては、特にございませんでした。

これも皆様方の日ごろの農地パトロールなどに取り組んで頂き、地域の見回り等の効果があったと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

最後の5番につきましては昨年実施しました農地パトロールの実績を記入しております。

次の20ページにつきましては農地情報の整備と共有化でございます。この項目につきましては今年度、緊急雇用事業を活用し農地台帳の整理を行ったこと、また水土里情報システムの導入し、このシステムを活用し農地台帳及び農家台帳等の整備を進めている状況です。今後も引き続き整備を進めていくように取組ます。

以上の項目が平成23年度の点検・評価の内容でございます。

続きまして22ページでございます。22ページは平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案となっております。これも構成の内容としては23年度とほぼ同じですが、最初に関しては法令に関することです。

最初は遊休農地に関する処置です。平成23年度同様に、遊休農地の発生防止に取り組んでいく計画です。それに向けたパトロール及びその指導等についての項目を載せています。本年度につきましては、遊休農地の利用状況調査については国の補助金をいただいて実施していく予定です。

次の項目については担い手に関する項目でございます。本年度は人と農地プランの事業展開を予定していることなどから、認定農業者の経営を2経営確保し、今後地域の中心的役割になっていく青年就農者を確保することを大きな目標とさせていただきます。

次のページでございますが、利用集積に関しましては本年度と同様に引き続き行っていきたいということでございます。

25ページ項目でございますが、違反転用に関する適正な対応でございます。今年度も同様に委員の皆様とともに日ごろのパトロール等を行い、適正に対応していただくよう違反ゼロを目指して取り組んでいきたいと思っております。

以上で説明を終わりますので、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただいま事務局の説明がありましたので、御意見、御質疑はございませんか。

御異議がなければ議案第3号について、可決させていただきますがどうですか。

井手上委員

ちょっと時間をもらわないと、今読み上げてもうただけでは急に言われても、ちょっとわかりませんのでね。もうちょっとしばらく時間をいただきたいと思っておりますけど。

井阪（征）議長

皆様、今一度内容を確認の上、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

井阪（晴）委員

2年、3年ほど前は耕作しておられたんですけども、高齢化になり、そして相棒もなくなり、耕作放棄し荒れてきた田が、各地で発生しています。その農地を作付しなさいというのも無理だし、だれかに委託して耕作しなさいと指導しても深田なので、耕作することを嫌がります。そういう場合はどのような指導をしていけばよろしいでしょうか。

事務局（門谷佳彦）

はい、高齢化等による離農者等が増えてくるのが本町に限らず全国的な問題となっていることは、重々委員の皆さんも承知のとおりでございます。方法としましては農業委員会に対してだれか借り手を申し出てくださいという情報を出してくださいというのと、現状については農業者の人、皆さんが個人的にもう離農するという方がいましたら、そういう部分を貸してもいいよという情報を委員会に出していただくという方法がまず1つです。

もう1つにつきましては、今JAのほうで農地集積円滑化団体というのが伊都、橋本の近隣市町と一緒に立ち上げる団体がございます。この団体に白紙委任として、もうだれが借りてもういいよと、いわゆる白紙委任という方法をとって円滑化団体に出して、円滑化団体がだれか借り手を探してくれるという2つの方法がございます。これを活用していただくという方法と、先ほど最後のほうに申し上げましたとおり人と農地プランというのが、担い手がなく高齢化になって今後の担い手がないという人の問題と、井阪晴美委員から御指摘のとおり農地の遊休化が進む農地の問題、これをあわせて人と農地の問題を解決するという事で、農林水産省が去年の終わりから事業展開を行っています。

このプランを作成して、地域の問題をどのように解消するか又農地をどう活用するかの未来の設計図をつくっていくというのがこの事業です。

高野町の場合は担い手がおらずその辺が難しく、今後地域の中心的な役割となる担い手を決めなければなりません。今その事業の対象者は、この辺が詳しいのは係長のほうが詳しいですけど、青年就農給付金という事業がセットでついてきて、新規に就農する人、年齢が45歳未満の農業者、そして新規の農業者に関して5年間、年間150万円を5年間継続して給付するという事業がセットになってきています。

事前調査で本町において45歳、新規就農ということ視野に入れて調査をしましたところ、該当する方が1名、該当する可能性がある人が1名で、この2名しかいません。場所について1名につきましては花坂地区、平成23年3月就農したIターンの方が1名おられるのと、富貴のほうについては〇〇〇委員の息子さんが45歳未満であるということになるのですが、実質経営はまだお父さんのほう、〇〇〇〇委員がやられておりますので、経営移譲をしない限りは対象には

ならないということになります。自立をしていただくということですので、親元就農でも自立をしていただくことと、なおかつ細かい話をすると所得が250万円以下である等細かな要件があります。

今現在の要件に当てはまるのは、花坂地区の1名のみです。この1名をその地域の中心となる経営体として人・農地プランで位置づけすることによって、井阪委員の御指摘の離農による耕作放棄地の解消を目指すことが考えられます。

また別の方法としては高野町に都会からのIターンとかUターン者を、企画財政課で実施している定住促進事業等に絡めて、就農を希望して高野町に来た人への情報として当委員会のほうでもあらかじめその情報を把握する必要があります。

井阪（征）議長

はい、どうもありがとうございました。これはほんとうに深刻な問題です。これからみんな年が寄ってくるからほんとうに深刻です。

事務局（門谷佳彦）

担当課の調査でしたけど、私先ほど45歳未満の人が2人しかいないともうしましたが、役場で把握できておるのは2人ですが、その人以外で、ご存じの場合は、本年度中に、一度まち未来課のほうへ下西係長又は私でも構いませんので、情報がありましたらお願いします。

井阪（征）議長

45歳までの人ですか。

青年ですね。事業名が青年就農給付金なので、会社を60歳で定年になった人が新規就農していたら青年に当たらないから難しいですね。

兼業では駄目ですか。

事務局（門谷佳彦）

兼業でいいと思いますが、兼業では補助要件となる経営計画が達成できないので、恐らく兼業では無理だと思います。

井手上委員

前もちょっと教えていただいたと思いますけども、違反転用の話をちょっとお話しさせていただきたいと思いますけども。榊、しきび、花木ということで聞かせていただいています。

違反転用、耕作放棄地、これらの花木も放置していたら山になる、そんなところに植える、イコールになっているという気がします。しかしこの基準等についての判断について事務局にお聞かせいただけたら。

事務局（門谷佳彦）

違反転用に関することですが、榊、しきび、高野マキというのは今ま

での案件としまでも肥培管理をしている場合においては、3条申請で許可を与えてきたというところがございます。しかし井手上委員からの御指摘のとおり、高齢化とかになってきたところを放任してしまっ最終的に原野化してしまう、イコール耕作放棄地状態になってしまっ、もうそれになる見込みがあるならば違反転用じゃないかという御指摘があっ、今、どうい場合が違反転用になっ、どうい場合なら農地と認めていいのかという基準を、この高野マキの件に關しては、我々も具体的な基準がありません。今県の農地課に御相談をしていますので、現状としては検討しているところ です。

しかし、基準をつくるといっても、高さ制限する場合においても平地の場合と傾斜地の場合等いろいろなケースが出てきた場合、そのことを考慮した基準を作成しても、基準が数多くなり複雑になり、審査がすごく煩雑になり、場合によっては不公平が出てきてしまう可能性があるのでは基準作りも難しいと思います。

今後の対応する場合に備え、早急に県と協議し皆さんと話し合いながら、農地法に遵守した、高野町オリジナルの基準を決めていきたいと思っますのできょうのところは御容赦のほどよろしくお願ひいたします。

井阪（征）議長

農業委員会へ申請があっ場合、肥培管理を行い花木として枝葉を出荷するとの内容の申請になれば、許可するようになるのか判断に困るので明確な基準を当委員会として決めておかなければならない。

事務局（門谷佳彦）

そうですね、今言うように肥培管理の基準、例えばしきび、榊、高野マキに限定をしておいて、その高さがおおむね何m以上にはいけない等許可条件を付け、その基準を超えた場合は改善を指導する方法も考えられます。しかし、所有者が死亡した等の理由で管理できなくなり、指導する相手も不明な場合は非常に困ると思っます。

井阪（征）議長

高野マキ・桜・榊を一律転用として、許可申請するというのは駄目か。

事務局（門谷佳彦）

それも一つの基準です。ただそうなると、高野町というのは高野山という仏都の町でございますので、町の花である高野マキは違う意味でも地域の振興作物として、野菜の価格低迷下の中でも高野マキとセットで農業経営している方も現におられますので、一概に駄目としてしまうのも難しいと感じます。

しかし農地にそれらの花木を植えることは駄目とした場合、所有者が転用として申請すれば許可して貰えると思っ申請してきます。農地法というのは農地を守るとい前提のある法律ですので、転用ばかりされても農業委員会としてもよくないと思っます。この件に關しては近隣の市町にもいろいろ話を聞いた上で、ル

ールを決めていきたいと思います。

井阪（征）議長

難しいですが、一度皆様で考えてよい基準なり決めたいと思います。

井阪（晴）委員

以前に、畑にマキを植えるときに、5メートルぐらいあけて植栽したらいいと聞いたことがありますけど、それはよろしいですか。もちろん切り花として行うことです。

事務局（門谷佳彦）

今御指摘のある5メートルという基準がどこで生まれたのかが、私は今初めて聞いた案件でございます。基本的に5メートルがなぜいけるのかというのがわからない。先ほどの高さをどうするかと同じようなレベルで、場所によって5メートル離れても陰になったら意味がない。平地で5メートル離れたら多少なりとも効果が出るとか反対の場合どうか等その件も含めた上で5メートルが正しいのかどうか決めていくのをやはり基準なり、我々の農業委員会としての方向性というのを先ほど申しておりますように決めなければなりません。

一度その5メートルについては、いつからだったのかがよく私どももよくわかりませんので、その辺、前の担当なり、前の前の担当ぐらいにちょっと話を聞いてみます。

梶谷委員

済みません、隣の人にもやっぱり同意をもらわんと植えられないですね。

井阪（征）議長

転用の申請する場合は、隣接者の同意書等が必要になります。

事務局（門谷佳彦）

今の件ですが、転用する場合は必ず隣接、利害関係人に同意をとることが法律でも決められています。今議論しておるところについては自己の農地について、高野マキ等を農作物とした上での作付けなので、同意を取らなくてもいいという話になるので、それも含めて取り決めをしておかないといけないというところでございますので、御了承いただきたいと思います。

事務局長

それでは今、いろいろ皆さんから御意見いただいておりますけれども、農業委員として違反転用のパトロールや指導をしていただいたり、また遊休農地の活用という中で一番の問題、問題というか頭の痛い問題になってくると思います。当農業委員会として認めていって、大きくなったときに花木になって、木になってきたときそ

れが支障になってくるということとかいろいろあると思います。それで本町の農業委員会のオリジナルの高野町ルールというのをつくってもいいかなと思うんですけども、ただ今県とも協議しまして大体高さ制限をするのか、種目を決めるのかとか農地にふさわしい種目であればとかいろいろ決めていかなければと思うのですが、今後の高野町の農業委員会の課題という形で議案の少ないときに、皆さんに集まっていただいてそれを審議できるときに事務局のほうからいろいろ御紹介しまして、皆さんの御意見を諮らせていただいて、それで1つのルールをつくって、何メートル以上なら切っていただくとか、いろいろやり方や方法があると思いますので、この件については、きょうは皆さんからいろいろ御意見をいただいても決定できることでもございませんので、今二、三いただいた意見を参考にさせていただいて、近々の農業委員会で高野町ルールというのを1回決めてもらいたいと思いますので、お願いします。

井阪（征）議長

それで結構ですか。

各委員

（「はい」の声あり）

事務局（門谷佳彦）

済みません、今年目標の件で、1件ちょっと追加で御報告というか、お願いがございます。

違反転用に関するんですけど、毎年農地法第30条で農業委員会は管内すべての農地を確認しなければならないというルールがありまして、毎年行っている農地利用状況調査です。今まで農繁期の忙しい時期に農業委員の時間を割いていただいて、農地の利用状況調査を実施していただきますので、今年度から国の補助事業を活用して、調査の手当てをするという方向を今、国に申請を出しているところでございます。今年は、補助事業を活用しますので、今まで以上精度の高いことを求めていかなければならないと思います。調査には、あらかじめ事務局のほうから図面と書類を御用意しますので担当地区で、それぞれ決めたルールのおりの農地の状況をチェックしていただく予定です。実際作業前一度こういう場を設けて、集まってどういう方法で実施すれば、皆さんが調査しやすいか又、我々が国に対しての報告ができる成果品をどうするのが効率いいのかを検討する場を設けたいと思っておりますので、また皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

井阪（征）議長

何かございませんか。

各委員

(「はい」の声あり)

井阪（征）議長

それでは報告第2号専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

26ページをごらんください。

報告第2号専決処分について。このことについて、高野町農業委員会規則第7条第1項の規定により専決処分をしたので、これを報告します。平成24年5月24日提出。高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんください。今回の専決処分につきましては耕作状況証明の願いがありましたので、それに伴う交付でございます。場所につきましては東富貴〇〇〇〇〇番一〇。登記及び現況はそれぞれ畑、面積については〇〇〇〇〇平方メートルでございます。申請につきましては議案書のとおりでございます。内容につきましては次のページに写真がございます。

5月18日に事務局と、担当地区が本来ならば柳葵委員でございますが、今回の申請者が利害関係人となっている関係で別の担当地区の農業委員にするようになりますので、下名迫勝實委員によって現地のほうの確認をしていただいたところ申請どおりとなっておりますので、事務局より交付をしております。

以上で報告を終わります。

井阪（征）議長

はい、どうもありがとうございました。

以上で予定しておりました議案審議は終了いたしましたので、御意見等ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

その他の案件でございます。前回の農業委員会につきまして委員の方から御質問があって、私が間違った情報をお伝えいたしました。近隣市町村における農地法第3条第2項第5号による下限面積の状況について質問があったことについて、私が勘違いをしておりまして間違った情報をお伝えさしましたので訂正をさせていただきたいと思っております。別添の資料としまして1枚ものがございます。農地法第3条第2項第5号の規定による50アールにかわるべき面積の区域というのが、平成22年4月1日現在の資料でございますが和歌山県の全市町村の中で別に定めているところをそれぞれ書いてございますのでごらんになっていただきたいと思います。

近隣市町村でございますが、橋本市の旧紀見村、旧岸上村、旧高野口町、旧応其村が下限面積20アールと、かつらぎ町が全域20アール、九度山も全域20アールと。橋本一部、橋本町、旧橋本町、旧隅田村、旧恋野村が30です。今の県ではこのとおりでございます。以上で訂正をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

事務局長

その他の案件ですが、冒頭で鳥獣害対策について皆さんに御説明させていただきましたけど、既に町広報等にもう掲載しておりますので、一番関連の深い農業委員につきまして知識だけもっていただいて、農家の皆さんからもしお問い合わせとか相談がありましたら指導をしていただけたらと思いますので、ちょっと御説明申し上げます。

この事業はまち未来課の地域振興係というところで事業を行っておりますので、地域振興係長の尾家から簡単に説明申し上げます。従来とそんなに変わりませんが、申請と同時に電気柵、囲いをしていただいても結構ですよという便宜を図らせていただいたというのは、申請を出していただいてその後町で受理してそれで決定を打ったたら、結局一番柵をはりたいときに遅れてしまうということで、町の規定どおりにしておれば申請と同時にお願いいただいても結構ですよということで。最後には実績等を測量に行かせてもらうようなことで清算というような形になりますけれど、ルールどおりでしたらしていただいても結構ですよというふうな、その辺が変わっていますので、ちょっと詳細なことを尾家のほうから御説明申し上げます。

*****本委員会と関連の無い議事である為省略する。*****

事務局（門谷佳彦）

最後ですが、今回の委員会と全く関係のない話になってきます話ですけども、今後調査とか行く関係で、自費の服を出していただくというんですけども、一応農地パトロールなり農業委員であるということを示すことがやはり重要でありますので、今年はブルゾン、グリーン系を購入するという予定をしております。秋から冬にかけて農業委員会の活動というのはかなり出ていただくことを考えておりますので、去年以上に農業委員会の業務をしていただくことになりますので、お役に立てたらと思います。

この後終わりましたら事務局のほうにブルゾンのサイズをS、L、LL、3Lぐらいまでありますのでこの後、それをお聞かせいただきたいのでよろしくお願いいたします。

それと鳥獣害の話については、本会の委員会の議事と関係が無いので議事録から削除させていただきますので、御報告させていただきます。

井阪（征）議長

以上をもちまして、農業委員会を閉会します。ありがとうございました。

事務局長

本日は、お忙しい中ありがとうございました。議案2件、また報告1件、無事終了させていただきました。農業委員会プラスという形で鳥獣害等の話もさせていただきましたが、鳥獣害につきまして、もし地域の方から要望とか詳しく聞きたいよということがございましたら、当課でも結構ですし、富貴支所のほうにお尋ね下さい。

それからブルゾンの話が今、事務局のほうから出ましたが、ちょっと大き目に、服の上に着る物なのでちょっとワンサイズぐらい大き目に言うていただいて、農業委員会という刺しゅうが入りますのでサイズの変更はききませんので、その旨ご理解ください。

それじゃあどうもありがとうございました。

*****午前11時05分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月1日

会 長 _____

署名委員 1番 _____

署名委員 4番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。